別紙４

特別障害者手当に関するお知らせ

令和４年４月１日から「眼の障害」の認定基準を一部改正します

※特別障害者手当は、障害年金１級の基準に相当する障害が重複している状態と同程度又はそれ以上の障害を有する場合に該当する手当です。

改正のポイント

1　視力障害の認定基準を改正します。

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるよう、**「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更**します。

2　視野障害の認定基準を追加、改正します。

▶ 視野障害の認定基準には、ゴールドマン型視野計のほか、自動視野計に基づく認定基準も規定します。

▶ 2つの障害で認定する場合の認定基準に視野障害を追加します。

▶ 3つの障害で認定する場合の認定基準のうち、視野障害の基準を改正します。

※　視覚障害（視力障害及び視野障害）のみでは該当となりません。

【認定請求について】

✓**新しい認定基準による請求は、令和４年４月以降行えます。**

✓**令和４年4月末日までに請求された場合で、認定基準に該当すると認定された場合は、令和４年５月分からの手当が支給されます。**

✓ 今回の改正によって、これまで該当していた方が、該当しなくなることはありません。

※　お問い合わせは、お住まいの市区町村までお願いします。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【お問い合わせ先】
東金市　市民福祉部　社会福祉課
障がい福祉係
TEL：０４７５－５０－１１６７

2つの障害で認定する場合の基準

※２つの障害で認定する場合とは、例えば、視覚障害（視力障害及び視野障害）以外に身体又は精神の障害がある場合です。視力障害と視野障害のみでは該当となりません。

基準	障害の状態
2つの障害で認定する場合	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

3つの障害で認定する場合の基準

※３つの障害で認定する場合とは、例えば、視覚障害（視力障害及び視野障害）以外に身体又は精神の障害が２つある場合です。なお、視力障害と視野障害がある場合には、身体又は精神の障害が1つある場合に該当となる可能性があります。

基準	障害の状態
３つの障害で認定する場合	視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
	視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

（参考）視力障害の認定基準の改正について

改正前

良い方の眼の視力は悪いが、両眼の視力の和が大きい場合、手当が支給されない（**紫囲い部分**）

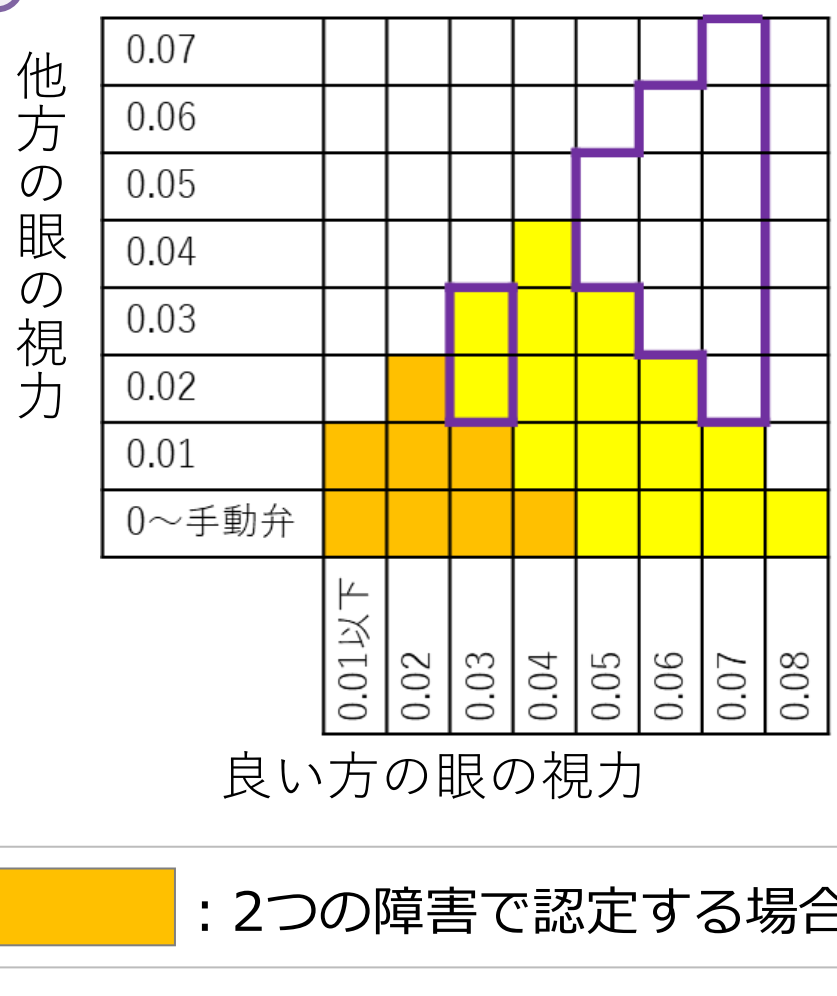

改正後

良い方の眼の視力に応じて適正に評価できるようになる（**赤囲い部分**）

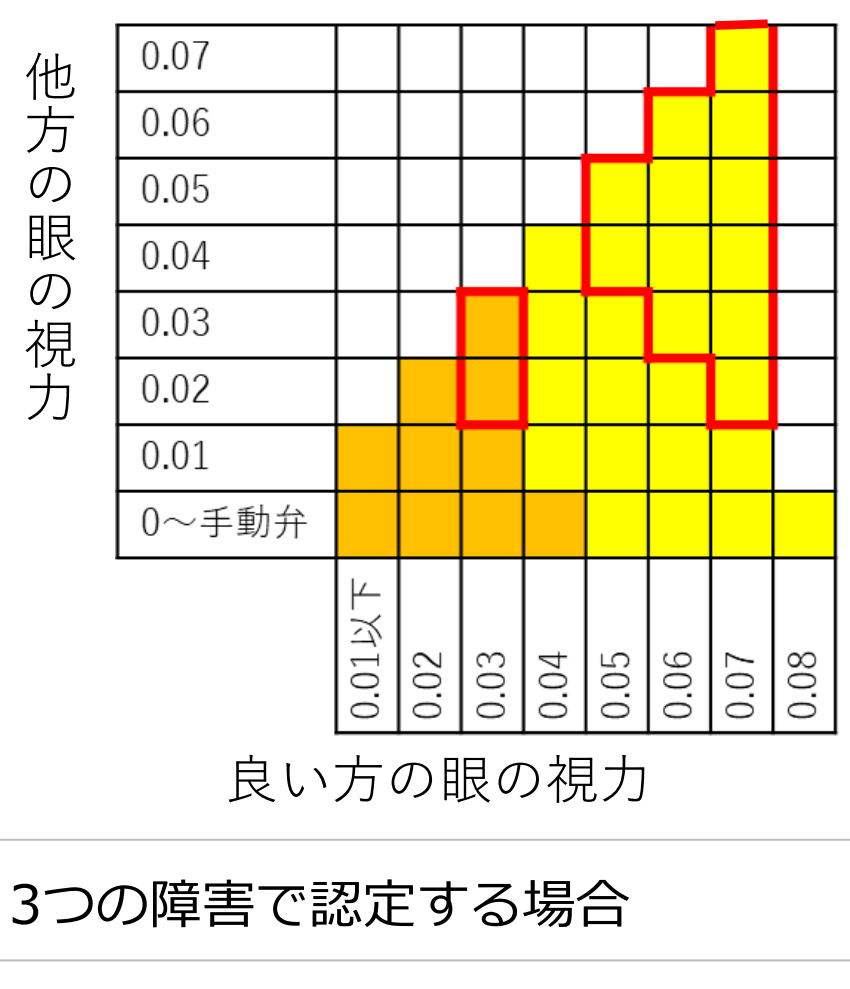

：2つの障害で認定する場合　　：3つの障害で認定する場合